

平成31年3月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成31年3月28日（木） 午後2時00分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、
草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員
岩本幹彦教育課長、後藤由多加指導主事、
大竹建治生涯学習係長、奥村裕学校教育指導員
瀬戸太允学校教育主事
書記：小野真人学校教育係長、秋澤勝太主事

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

（1）学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

（2）生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

（1）小学校給食放射能調査について

主事： 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、平成24年1月より栄養教諭等の職員により給食食材の放射性物質の

測定を行ってきましたが、本年度末をもって測定を休止するという事について協議をお願いします。

測定概要です。測定の流れについて説明します。機器が1階の用務員室隣の物品庫にあるのですが、ここと給食室を行き来しながらの作業になります。まず最初に機器の起動からウォームアップとバックグラウンドテストを行います。これに約20分ほどかかります。測定する食品を選定し、細かく刻み容器に隙間無く詰め込み、検体を作成します。これに15分ほどかかります。次に機器に検体をセットし情報を入力して、測定を開始します。これに5分かかります。測定終了後、解析結果をプリントアウトし使用食材の判定をします。測定完了後の検体は、給食室にすみやかに戻します。1つの検体に対して11分から44分ほど測定時間がかかります。1つの測定が終了したら検体を取り出し、その都度機器をきれいにします。消毒液をつけたペーパーで機器の蓋の裏、遮蔽部分をきれいに拭き取りPCのソフトを終了し、シャットダウンします。これが10分程度かかります。これが一連の流れになるのですが、資料の後ろの方にその詳細が記載されたものをつけております。

放射性物質測定休止の理由です。測定以来、放射性物質は全て不検出となっていること。もう1つは国で定めている一般食品中の放射性物質に関する基準（100ベクレル/kg）を越える食品が市場に流通していないことが理由です。

測定休止に係る今後の学校での対応です。測定休止に伴いアレルギー対応、食の指導等更なる充実を図る。今後、大震災に伴い、放射性物質の拡散が発生した場合は測定を再開する。以上の事について協議をお願いします。

教育長： まず、質問の方をとりたいと思います。ご質問がありましたらお願いします。

委員： 放射性物質測定開始のときの理由はどのように出されましたか。

係長： 食の安全ということが、真鶴だけでなく全国的に課題となっておりまして、真鶴でも学校給食の安全という意味で機器を導入して自主検査をおこなっていくということで教育委員会、学校等、保護者からも当時要望がありまして開始したという経緯になります。

教育長： よろしいでしょうか。

委員： 意見でも良いですか。今言われた食の安全が確保されるということで、言われたと思うので、それがこの理由の中に入っていたほうが良いかなと思います。それから、保護者の意見というのもあったので、そういうものがあるのなら、それも入れていかないと中止の理由としての最初との整合性が取れない。ちょっとこれだけ見ると時間がかかるから止めるみたいな捉え方をされる可能性があるという。ちょっとそれが心配です。以上です。

教育長： そのことについて事務局どうですか。

係長： 保護者の要望というところでは、当時は検査をやって欲しいというのはありましたけれど、近年は特に挙がっていません。廃止についての意見は伺ったことがありませんので、ここで休止ですということで、もし保護者の方から再度実施して欲しいとか、そういう意見があるようでしたら再開することも検討が必要かなということで、そこも検討させていただきます。

教育長： よろしいですか。他にご質問・ご意見をお願いします。

委員： この数値等は出た段階で公表されているのでしょうか。

係長： 学校のホームページで毎日公表していたのですが学校ホームページがリニューアルした際に学校ホームページの更新ができなくなってしまいまして、ここで学校の方でホームページをこれから動き出すということで、今現在は学校ホームページには載せられない状況です。問い合わせがあればお答えできます。

委員： 特段、小学校のホームページ等に出ていなくて、今のところ委員会宛とかの連絡というか、要請は無いわけですか。

係長： 無いです。

教育長： 他にいかがでしょうか。

委員： このまま保護者に、この状態で休止しますよというお手紙を出されるんですか。

主事： 保護者の方に対しての通知は特に無く、学校に対してです。

委員： わかりました。

係長： ホームページには掲載します。

委員： 聞かれたら答えますということですね。

係長： そうです。

委員： わかりました。

教育長： 他にいかがでしょうか。これについては一人一人のご意見を、賛成か反対かということですけど、確認させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員： 先ほどのことを加味していただければ賛成です。

教育長： 理由もお願いします。

委員： やはり最初にどういう理由でこれが始められたという辺りが、恐らくこれが休止する理由の1番だと思うのです。それが解消されたり良くなっているんだよということで、そのところが、保護者が読むかあるいは誰が読むかわかりませんが、それを分かり易くしていくという意味で、その部分を1つ入れたものを出していただければ良いかなと思います。

教育長：
どうでしょう。

委員： 検出されていないなら良いと思うんですけど、やはり検出されていないということよりも、手間が掛かっているという、このプリントから見るとそういうふうに感じたのと、常日頃そういう県とかそういうところのデータを確認しているよというようなことが必要だと思うし、後はまた震災があったときに、この機器がすぐに使えなくなるのか、メンテナンスとかそういうのも気になる点ではあります。

教育長： それに対して事務局いかがでしょうか。県のデータとか今後のメンテナンスとかのことですけど。

係長： 県・国等のデータというのは常に注視していますので、放射性物質の状況というのは確認をしています。メンテナンスについては確かに数年そのままという形になると、すぐに再開というのは、そのまま使えるかというのは確認が必要なので、そこに機器のメンテナンスを入れなければいけないと考えています。

教育長： いかがでしょうか。

委員： 不検出ということだったので、休止したほうが良いと思っています。

教育長： いかがでしょうか。

委員： 空気中のものであるとか食材にということになるのだと思うんですけど、その辺の整合性が、上手くきちっと取れていれば、こういう方向で問題ないと思います。

教育長： 私もこれについては休止という形で良いというふうに思っております。この測定の流れの中にありますように、どんなに短くても1時間くらいかかるのですね。もう調理の方に入っておりますので、そうするとやはり、例えばアレルギー

一対応の食品を作るとか、きちんとやっておかなければ、逆の意味で子どもの食の安全が保たれないということにもなってしまいます。ですからやはり両方ともきちんとできれば良いのですが、こちらのものについては今までの状況の中で放射能の測定については、今後特に行うような状況にならない限りは、やはり日常のアレルギー対応とかそういうものをきちんとやっていく。または異物の混入とか、そういうものをきちんとやっていくことが今は大事だろうというような判断で、私は特別な状況にならない場合は休止という形で良いと考えております。

他にご意見はいかがでしょうか。では、確認をさせていただきます。小学校給食放射能調査について先ほどの委員の皆様のご意見を踏まえてという形になりますが、そういうのを踏まえて事務局の提案通りという形で賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。次に移ります。2番真鶴町学校あり方学校あり方懇談会について事務局をお願いします。

(2) 真鶴町学校あり方懇談会

課長： 資料2をご覧ください。検討計画については10月でお認めいただいております。先ほど2の委員構成については変更するかもしれないと述べさせていただきましたけれど、それについては今の段階ではこのままということです。3以降について説明させていただきます。

検討会開催の予定の網掛けの部分について変更をおこないました。期間は平成31年度及び32年度を予定するということで、期間という言葉を入れました。それから(1)から(5)について以下の網掛けの部分の(1)から(4)ということで内容を変更させていただいております。(1)の1から4回は検討内容の協議、それから検討の柱③これはあり方についてなんですが、それと検討内容①～④について協議を行うということで、各検討内容に対して1回程度を予定。(2)5回目は検討の中間まとめ。(3)パブリックコメントを実施。これは3週間から4週間程度を予定しています。(4)6回目～7回目検討の最終まとめということでスケジュールを変更したということです。

それから4のその他、(1)についてはそのまま、(2)については検討会設置に関する計画のこれを要綱ということで、要綱を今後の教育委員会定例会に上程するというので「要綱」と「する」をたしました。計画は既に認めていただいておりますので、要綱で制度を設計するということです。それから(3)懇談会の開催ということで、こちらの方を出さしてもらいました。①の目的、検討会での協議の効果的な検討のために懇談会を開催する。検討会の前段階に懇談会を置くという位置付け目的でございます。②内容については、検討の柱

①②の検討と情報共有を行う。③の委員、委員構成については検討会に準ずる。
④運営ですが懇談会の運営については「設置要項」によるということでございます。

それでは、次のページの真鶴の学校教育のあり方懇談会設置要項。こちらの要項についてどういう位置付けのものかということの説明させていただきます。

まず第1条は趣旨でございます。こちらは検討会と同様の目的でもって懇談会を設置する。

第2条につきましては懇談会の中での目的を達成するためにする協議事項についての説明でございます。1号から4号までで、1号は育成する真鶴の子どもの姿に関すること。2号は学校教育の内容に関すること。3号は学校教育の組織に関すること。4号はその他懇談会の目的達成に必要なこと。こちらを懇談するという位置付けになっております。

第3条は組織でございます。組織につきましては教育長ほか、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する委員をもって組織するということで1号は一般町民。2号は学識経験を有するもの。3号は町内の各種団体関係者。4号はその他教育長が必要と認める者ということで、人数、定数については謳っておりません。

第4条は委員の任期でございます。委員の任期は原則1年以内ということで、再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱された委員の任期は、当該職にある期間内とするということで、こちらの方は途中で辞めた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることを2項で定めております。

第5条は会長及び副会長の職の役員の制定でございます。1項1号で会長1名、2号で副会長1名。第2項で会長は教育長をもって充てる。3項で会長は懇談会を代表し会務を総括する。4項で副会長は委員の互選により選任する。5項で副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。ということで、役員の規定です。

第6条は会議です。懇談会の会議につきましては、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

第7条は意見の聴取ということで、運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができるという規定でございます。

第8条は庶務ということで、懇談会の庶務は、教育課において処理する。

第9条は委任事項ということで、この要項に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定めると。附則としまして、こちらの施行についての期日でございますが、平成31年4月1日から施行するとなっております。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

教育長：

では、協議を資料1枚目のあり方検討会の後半の部分。それから、次に懇談会の設置要項二つに分けてご協議をお願いします。まず、資料2の2ページの3番の検討会開催の予定、4番の（3）の懇談会の開催、この部分について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員： パブリックコメントについて、よく聞くんですけど、実際に調べたら、住民の意見とか情報とか改善案を聞いてということなんですけど、そうすると、この位置で良いのかなということと、聞いたときに、それはどうやって活用されていくのかという。その辺を教えてください。

課長： こちらの3番目のところでパブリックコメントとなっておりますけど、検討の中間まとめというところで、ある一定の形が出ると。それに対して公表してパブリックコメントをいただく。そのパブリックコメントでいただいた内容について反映して最終的な検討の最終まとめをということになります。

委員： 懇談会も検討会も今回の目的が真鶴の教育が作り上げてきたものをということで検討されて検討されたものと出て来ましたね。これに中間まとめがあって、パブリックコメントがあって、かなり固まってくと。その固まって出来上がったものって、その後、どうやって活かされていくんですか。もう決定事項じゃないですよね。検討会ですから。それはどうやって活かされていくのかという流れを教えてください。

課長： その検討会に出たものに続きまして予算化していくということです。事業を実施していくと。ただ、それが、どういうものが最終的にできるかというのは、今の段階では想像でしかないのですけれども。例えば、幼・小・中の校舎を全部、建設的な部分を含めての統合ということになれば、最終的な裏づけがないとできない部分もありますし、どこまでのものが検討会の結果になるか、それによって出来るものからやっていくのか、現時点では、その検討会でだされた1番最初のやるべき優先事項をつけていただいた中でやっていくのか、そういったことは、施策の実施の中でまた更に検討するしかないなと思っております。

教育長： 補足します。この中間まとめ、パブリックコメントを経た最終まとめについてですが、今のところ、大きく教育の内容に関するもの、それから教育の組織に関するもの、教育の施設に関するもの、これは実際に懇談会、検討会が始まると、それ以外にこういうことも大事だよということがあるのかもしれませんが、今のところ教育委員会としては、内容、組織、施設と大きく3つ考えています。教育の内容というのは、その前にこれはその3つの基となる、これから真鶴の子ども達を、一般的に学校でよくいう目指す子ども像と言うのですかね、そういうのをまず考えていく必要があると思います。急速な少子化の中で先ほど報告の中で申し上げましたように、小学校から中学校まで単級であるという状況の中で、どんな子ども達を育てていったらいいのかという、目指す子ども像というのは、まずそこがあると思います。それに基づいて教育の内容はこうしていこう。それに基づいて教育の組織はこうしていこう。それに基づいて施設はこうしていこうという形の枠組みになると思います。それで、教育の内容というのは、ここは学校教育の内容に関わる部分も出てきますが、ここは、や

はり教育課程というのは、基本的には各学校で編成するというのを基本スタンスにしておりますので、どこまで踏み込んでという部分が今後の議論の大事なところになるかと思います。あまり、例えばふるさと教育をちゃんとやりましようみたいなのは出てくるかもしれません。かなり突っ込んだふるさと教育の中身をこうしようとかというのは、そこは教育課程の部分に関わるので、そこは学校が決めることだと思っておりますが、やはりこれから子ども達のことを考えて学校ではふるさと教育というのを大事にしていきたいと思いますという、そのような内容の大きな方向みたいなものは出てくるかと思います。それで、そういう内容を実現するために、学校の組織はどうなるかということになると思います。この辺りで、先ほど課長が申しました、例えば小・中の施設一体の一貫教育とか、そうすると学校の組織もそういう組織になるわけです。ですから、そういうような組織のあり方とか、教育のそういう組織で小・中一貫の形にしようとか、そういうこともここでは話合われてくると思います。それに基づいて最終的に施設ですが、これは今、教育委員会の今年度、また来年度、2年間くらいの見通しで、委託で施設のあり方をやっております。それとの関わりも出てきて、どういう施設が良いのかということになると思います。ですから、やはりこれだけの懇談会、検討会という流れで色々な人に関わってもらって決めた内容ですから、それが全くだ決めて、その後何の拘束力というか方向性を持たないよというのはおかしいと思います。やはりこれからの教育の方向性をきちんとそこで示していきたいというふうに思います。ただ、その時に先ほど言いましたように、教育課程との関わりについては、基本的には教育課程の編成は学校が行うというスタンスは崩さないで、そこにあまり強く踏み込んでいかないうような検討の仕方が必要になってくるかというふうに思っています。組織とかそういうものについては、施設のあり方とも関わってきますので、先ほど言いました学校教育施設の検討を別に行っています委託に、そうした部分も教育委員会も十分関わりをもちながら施設のあり方の方向を出して、それとの関係でということであるとしたいと思います。ですから、色々な校舎の部分なんかは、他との関係で最終決定と行かないかもしれません。又は、非常に大きな予算のかかることですから、他との色々な関係が出てくるかもしれません。でもしかし、方向性というのはきちんと、このあり方検討会を通して決めていきたいなというふうに思っております。よろしいでしょうか。

他にご質問はないでしょうか。では、ないようでしたら、では、一区切りで、このあり方検討会の前回10月に決定していただいた部分の再提案ということで2ページの網掛け部分のことについて、今、ご協議いただきましたが、網掛け部分について賛成か反対かということでご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員： 賛成します。早い時期にスタートしていかなければいけない内容だと思いますので、4月以降、迅速に進めていただけたらと思います。

教育長： いかがでしょうか。

委員： はい、賛成です。保護者の生の声を聞けると思うのが凄く良いことだと思います。

教育長： いかがでしょうか。

委員： 賛成です。同じように早く検討会ができることを願っています。

教育長： いかがでしょうか。

委員： 賛成です。大きな変革的な内容を含んでいると思いますので、やはり色々な立場の方から早い時期に意見をいただきながら十分に審議をして方向性を付けていければ良いのかと思います。

教育長： では、2ページの網掛け部分について、賛成、反対ということでお聞きします。賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。では、次に設置要項の方にまいります。これは1ページと2ページちょっとありますが、両方まとめて質問やご意見がありましたらお願いします。

委員： 趣旨のところなんですが、やはり教育長が言われたように、ただ検討するだけではなくてということ言われていましたので、そこに方向性であるとか、あるいは決定まで書けないかもしれませんが、方向性を明らかにしていくというような、そのような文言を入れていくと分り易くなるんじゃないかと思います。

教育長： 事務局いかがですか。方向性という文言を趣旨のどこかに入れたれということです。

課長： 私どもとしましては、こちらあり方検討会の前段会の懇談会を考えておりまして、ここではもちろんそういったことも含めてお話はさせていただきますけど、拘束力を持たずに検討会を設置した時に、この懇談会の情報を活かした中で協議の参考にするという形での懇談会の持ち方を考えていますので、趣旨としては、この程度としては失礼ですけど、こういった内容で良いんじゃないかというふうに思っております。

教育長： そういうものを含めてということですね。

課長： そうです。

教育長： よろしいでしょうか。

委員： そこで区切りを付けるのはちょっと良くわからないところがあるんですけど、目的ですから、同じ目的でやるということではないのかなという。

課長： 学校教育のあり方を検討するためというところを、ここは明記してありますので。

教育長： 他の委員さんのご意見を伺いたいと思います。

委員： 検討会の要項ができたときに、懇談会を解消されていくということですか。

課長： 基本的にはその方向で。ですから、委員さんにつきましても、あり方検討会を見据えた中で懇談会に参加していただきたいと考えています。

委員： この後に、また検討会の設置要項が出てくるということですか。

課長： そうです。そういう制度設計を考えています。

委員： それはいつ出てくるのですか。例えば懇談会が2つ目のときにそれが出ているのかどうか。

課長： 今、具体的に何月とまでは明記できないんですけど、31年度中には移行したいという気持ちは事務局の方があります。

委員： 検討会の設置要項に入っているなら良いとは思いますが、それが結局、懇談会にしろ、検討会にしろ、委員さんがちゃんと分っていてやっているかどうかというのも問題だと思うので、早めにそれが、委員さんに伝わるような趣旨を明示してもらおうというふうにしていって挙げられると良いんじゃないかなと思います。

教育長： いつ頃かということなのですが、先ほど委員の皆さん、大事なことなので、早めにお願ひしたいというお声が強かったですし、私としては、あまり急ぎすぎで内容がいい加減になってしまっはいけないんですが、あまりゆっくりでもいけないというのがあります。ですから、懇談会がある程度の情報共有等ができた時点で次に検討会の方に移行していければというふうに考えております。ただ、検討会の方については、町民の方などもおりますので、そのところは改めてもう一度、検討すると、ある程度、懇談会から検討会が、1月か2月くらいは空いてしまうということは、いたしかたないのかなと思っています。で

きるだけ上手く日程を作って、早く検討会の方に入ると。そのための要項等の準備をするというふうに考えております。その中で、委員さんがおっしゃった方向性というのは、検討会の中ではきちんと趣旨等の要項の中ではきちんと位置付けていこうと思っております。他にご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員： この検討会、懇談会も含めてですけど、この主管は委員会ですか。

課長： はい。

委員： 町の諮問とか、そういう形ではなくて。

課長： 検討会ですので、教育委員会が召喚する形で進めるというふうに、今の段階では考えています。

教育長： よろしいでしょうか。他にいかがですか。では、これについては、この後すぐに、賛成、反対のご意見を伺いたいと思います。あり方懇談会の設置要項について、事務局の提案の通り、賛成のご意見の方は、先ほどの委員さんの部分は、また更にその先のところで反映をするということもありますが、あり方懇談会の設置要項については提案の通り賛成という方は挙手をお願いします。

全委員： （全員挙手）

教育長： 全員賛成です。では、次に移ります。真鶴町立学校職員服務規程の制定について事務局をお願いします。

（３）真鶴町立学校職員服務規程の制定について

係長： 資料３「真鶴町立学校職員服務規程」をご覧ください。

真鶴町立学校職員の服務に関しまして、神奈川県や近隣市町の服務規程を参酌して任意様式等で運用してまいりましたが、本来、当町においても服務規程を制定する必要があることから、今回、規程を制定するものです。

１ページをご覧ください。第１章総則、第１条は、趣旨についてです。この訓令は、地方公務員法の規定に基づき、真鶴町立学校に勤務する常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法第１条に規定する職員に限る。）の服務に関し必要な事項を定めるものとなります。

第２条は、服務の宣誓についてです。服務の宣誓書の署名は、人事異動通知書の交付後、教育長の面前で行うこととしています。

第３条は、新任職員の保証書の提出についてです。新任の職員は、人事異動通知書の交付を受けた日から５日以内に、保証書（第１号様式）を当該職員の所属する学校の校長を経て教育長に提出することとしています。

第4条は、勤務記録カードについてです。新任の職員は、人事異動通知書の交付を受けた後、速やかに、履歴事項等について勤務記録カードにより、校長を経て教育長に提出することとしています。

第5条は、履歴事項追加変更届についてです。職員は、氏名、住所等の変更が生じたときは、履歴事項追加変更届（第2号様式）を校長を経て教育長に提出することとしています。

第6条は、身分証明書についてです。1ページから2ページをご覧ください。職員は、その身分を明確にするため、常に身分証明書（第3号様式）を所持すること、また、発行、書換え、再交付、返納等の手続きを規定しています。

第7条は、着任の期限等についてです。職員は、転任又は配置換えを命ぜられた場合には、直ちに着任すること等を規定しています。

第8条は、職務専念義務の免除の手続についてです。職員が、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとする場合は、あらかじめ職務専念義務免除承認申請簿（第8号様式）を校長に提出することとしています。

第9条は、教育公務員の兼職等の申請手続についてです。教育公務員が、兼職又は他の事業等の従事について承認を受けようとする場合には、職務専念義務免除（兼職等）承認申請書（第9号様式）に関係書類を添え、あらかじめ校長を経て教育長に提出することとしています。

第10条は、営利企業従事等許可の手続についてです。職員が、営利企業への従事等について許可を受けようとする場合には、営利企業への従事等許可（等）申請書（第10号様式）に関係書類を添え、あらかじめ校長を経て教育長に提出することとしています。

第11条は、研修の承認手続等についてです。2ページから3ページをご覧ください。教員が、研修を行う場合には、事前に研修計画書（第11号様式）を校長に提出し、校長の承認を受けること等を規定しています。

第12条は、勤務時間の割振りについてです。勤務時間の割振りを行う場合は、午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とすること等を規定しています。

第13条は、週休日等の振替についてです。校長は、職員に週休日又は休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合は、原則として、週休日又は休日の振替を行うものとする等々を規定しています。

第2章、服務心得です。第14条は、出勤簿の押印等についてです。職員は、定刻までに出勤すること。第2項では、職員（校長を除く。）は、出勤したときは、出勤簿（第14号様式）に自ら押印すること。また、職員は、出勤したとき又は退庁するときは、パソコンによる勤務時間管理ソフトにより打刻することとしています。

第15条は、有給休暇の承認等についてです。3ページから4ページをご覧ください。職員は、年次休暇以外の有給休暇を受けようとするときは、有給休暇簿（第15号様式）により、あらかじめ校長（校長にあつては、教育長。）に願い出て承認を受け、年次休暇を受けようとするときには、有給休暇簿により、あらかじめ校長に届け出ることとしています。また第2項は、年次休暇の時季

変更権について規定しています。第3項では、ボランティア休暇以外の有給休暇について規定しています。第4項は、前3項の規定にかかわらず、校長は、自らの引き続き3日以内の有給休暇の承認等を行うこととしています。第5項は、職員は、年次休暇、ボランティア休暇、生理休暇及び夏季休暇以外の有給休暇を願い出る場合について規定しています。第6項は、職員は、ボランティア休暇を願い出る場合について規定しています。

第16条は、介護休暇の承認等についてです。職員は、介護休暇を受けようとするときには介護休暇申請簿（第17号様式）により、原則として当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに校長に願い出て、その承認を受けることとしています。

第17条は欠勤についてです。職員が休暇等の命令を受けず、有給休暇等の承認を受けず、若しくは届出をせず、又は勤務命令に反し、正規の勤務時間中に勤務しない場合には欠勤とすることとしています。

第18条は、出勤簿等の整理保管等についてです。出勤簿及び休暇等申請（届出）簿は、校長が整理保管の任に当たることとしています。

第19条は、出勤簿の検査等についてです。教育長は、必要と認めるときは、校長に対して、出勤簿等の提出を求め、又は検査することができることとしています。第2項は、校長は、毎月、職員の出勤状況及び勤務時間を調査記録し、前年分を1月20日までに教育長に報告することとしています。

第20条は、勤務時間中の外出についてです。職員は、勤務時間中みだりに勤務場所を離れてはならないこと、また、私事のため一時外出しようとするときは、校長又は教頭の承認を受けなければならないこととしています。

第21条は、退勤時の文書等の保管についてです。職員は、退勤しようとするときは、各自、所管の文書物品を整理し、所定の場所に収納しなければならないこととしています。

第22条は、時間外勤務等についてです。4ページから5ページをご覧ください。校長は、職員に正規の勤務時間を超え、又は週休日若しくは休日に勤務することを命じようとするときは、時間外勤務・夜間勤務命令簿（第19号様式）により行うこととしています。

第23条は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等についてです。職員は、深夜勤務の制限を請求するときには深夜勤務制限請求書（第20号様式）を、原則として当該深夜勤務制限開始日の1月前までに校長に提出すること等を規定しています。

第24条は、公務旅行についてです。職員は、公務旅行を命じられたときは、出発に際し旅行命令権者の指示を受け、当該用務が終了したときは、速やかに勤務場所に戻ることを規定しています。

第25条は、公務旅行の復命についてです。職員は、公務旅行を完了したときは、速やかに公務旅行復命書（第23号様式）を作成し、旅行命令権者に提出しなければならない。ただし、軽易な事項にあつては、口頭で復命することができることとしています。

第26条は、公務旅行等の場合の事務処理についてです。職員は、公務旅行、

研修、休暇等の場合は、担任事務の処理に関し必要な事項をあらかじめ校長に申し出て、事務の処理等に遅滞を生じないようにすることとしています。

第 27 条は、証人、鑑定人等としての出頭についてです。5 ページから 6 ページをご覧ください。職員は、職務に関連した事項について、証人、鑑定人、参考人等としての国会、裁判所その他の官公庁へ出頭しようとするときは、証人等としての出頭に関する届（第 24 号様式）をあらかじめ校長を経て教育長に提出すること等を規定しています。

第 28 条は、事務の引継についてです。職員は、退職、転任、配置換え、休職等となった場合には、担任事務を速やかに後任者又は校長の指定する職員に引き継ぎ、その旨を校長に報告しなければならない。この場合において、校長にあっては、文書によって行うこととしています。

第 29 条は、事故報告についてです。職員は、職務の遂行について事故が発生したときは、速やかにその内容を校長に報告して、その指示を受けることとしています。

第 30 条は、非常の際の服務についてです。職員は、学校又はその周辺に火災その他の事態が発生したことを知ったときは、速やかに登校し、校長の指揮を受けなければならない。ただし、急迫のときは、臨機の処置をとることとしています。

第 3 章雑則、第 31 条は、実施細目についてです。この訓令に定めがあるもののほか、職員の服務に関し必要な事項は、別に定めることとしています。

附則として、この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしています。

6 ページより後ろは各種様式となっています。私からの説明は以上となります。

教育長： では、長いですからページごとでやっていきます。ページがまたがるものは、どちらで言われてもかまいません。まず 1 ページ第 1 条から第 6 条ですが、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員： 質問です。この服務規程の対象は、小・中学校の職員ということでよろしいんですか。幼稚園は入らないんですか。

係長： 小・中学校の常勤職員です。幼稚園は入りません。

委員： 分りました。

教育長： 他にいかがですか。

委員： 保証書の件なんですけど、真鶴町公立学校の職員として採用された上はと書いてあって、この保証書の有効期間はあるんですか。

係長： 真鶴町の学校職員として在籍している間ということになります。

委員： 例えば、出た後に実はこんなことで損害を与えていたというときは、もうそれは入らないということですよね。

係長： 出た後ですね。そこは法務関係のことになるので、その事例に沿って、保証がその時に効いているのかはちょっと法的に確認が必要だと思います。

委員： 分りました。

教育長： 他にいかがでしょうか。では、先に進みます。2ページです。第6条の途中から第11条まで、ご質問、ご意見などありましたらお願いします。

では、3ページ第11条の途中から第15条のところまででご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員： 質問ですけど、真鶴の小中学校の職員の有休はどのくらい取れてますか。

係長： 有休の消化については申し訳ありません。わかりません。

委員： 大体でも良いんですけど。

係長： 申し訳ありません。私はちょっと把握しておりません。

教育長： よろしいですか。

委員： 事実が分らないと何とも言えないのですが、一般的には今、年休が取れないという話をよくされていることが多いんですけど、そういうときに、ここの服務規程の中に、例えば有休の消費の義務みたいなものを50%以上は有休をとらなくてはいけないというようなものを入れていくということで、職員が休みを取りにくいという話をよく聞くので、もしそういう実態があるとしたら、そんなことも入れてあげないといけない時代になったのかなと、そんな気がしたので、ちょっと意見を言わせていただきました。

係長： 服務規程にそれが馴染むかというのはちょっとあります。ただ労働法上、国の方で働き方改革の関係で有休の義務化というのですか具体的にここで定められている部分がありますので、それに沿って学校の方に促していきたいと思います。

教育長： 他にいかがですか。では、4ページ第15条の途中から第22条です。では、5ページ第22条の途中から第27条。では、6ページ第27条の途中から第31条のところではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、資料として第1号様式以降たくさんの資料が付いておりますが、この

資料の内容についてご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では、これについては、この後すぐに賛成反対のご意見を伺います。真鶴町立学校職員服務規程の制定について事務局の提案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。では、ここで休会とします。この後ちょっとお時間をいただいて 10 分か 15 分程度ですけど待っていただければと思います。

(休憩)

(4) 真鶴町立小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事について

教育長： 真鶴町立小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事についてです。こちらは非公開での会議となります。

(資料に基づき説明)

以上で協議事項を終わりにします。